

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第五十一条の十四第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十七年十一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	指定年月 日
株式会社ま ちかど福祉	桜井市大字桜井 一一九一六	株式会社ま ちかど福祉	山三三七一	地域移行支 援	平成二十 七年十一
有限会社 在宅介護サ ービスラ ブ	奈良市西大寺本 町七一二	有限会社 在宅介護サ ービスラ ブ香 芝営業所	香芝市逢坂七 一九〇一二 二上マンシ ョン二〇三号	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護	平成二十 七年十一 月一日
株式会社か つらぎ	北葛城郡広陵町 大字南六〇一	訪問介護ス テーション かつらぎ	北葛城郡広陵 町大字中七三	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護 同行援護	平成二十 七年十一 月一日
特定非営利 活動法人サ ンフラワー	橿原市大久保町 四八〇一	ひまわりの 郷	磯城郡田原本 町大字阪手六 四三一二原 田ビル一階	就労継続支 援（A型）	平成二十 七年十一 月一日

ン	ステーション			
ン	ステーション			
ト II 一 〇 六	フルーエン			
援	地域定着支			
				月一日